

第7次宇都宮市総合計画策定大綱

令和8年8月
宇 都 宮 市

目次

- 1 大綱の位置付け
- 2 計画の位置付けと役割
- 3 計画の構成と期間
- 4 計画策定に当たっての基本的な考え方
 - (1) これまでのまちづくりの深化, 発展
 - ・ N C C の推進
 - ・ 次世代を担う「人」づくり
 - ・ デジタル化, D X の推進
 - ・ 共創によるまちづくりの推進
 - ・ S D G s の推進
 - (2) 時代潮流等の変化から考慮すべき事項
 - ・ 人口動態
 - ・ 経済
 - ・ 環境
 - ・ デジタル
 - ・ 多様性の尊重
 - (3) 地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画
- 5 策定に当たっての留意事項
 - (1) 次世代につなげる計画づくり
 - (2) 幅広い市民意見の反映
 - (3) 持続可能な行財政運営
 - (4) 広域的な視点
- 6 策定体制
- 7 策定スケジュール

1 大綱の位置付け

本市が目指すべき将来の都市像の構築や具体的な政策・施策の検討をはじめとした一連の総合計画策定作業の着手に当たり，計画の位置付けや計画期間，策定に当たっての基本的な考え方，策定体制，策定スケジュールを明らかにするもの

2 計画の位置付けと役割

- ・ 本市の将来を長期的に見通し、まちづくりの目標を定め、これを実現するために必要な政策の方向を明らかにし、本市行政の各分野における諸計画及び施策・事業推進の長期的、総合的な指針となるもの
- ・ 市民や事業者などの活動に際して、その活動が望ましい方向へ向かうための指針となるもの

3 計画の構成と期間

(1) 基本構想

本市の将来を長期的な視点で展望し、目指すべき都市像やまちづくりの基本方向を示したもの

目標年次：2050年頃 ※10年程度で検証を行う

(2) 基本計画

中期的な視点により、基本構想で定めた目標を実現するための具体的な政策・施策を体系的に示したもの

期間：10年程度 ただし、必要に応じて見直す

(3) 実施計画

基本計画で示された取組の具体的な進め方を年度ごとに明らかにしたもの

期間：3年（毎年度見直し）

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

- 本市では、第6次宇都宮市総合計画において、2050年のまちづくりの目標として「輝く人の和 つながるまちの環 魅力と夢の輪 うつのみや」を掲げるとともに、その実現に向け、概ね2030年頃を見据えた具体的なまちの姿として、持続可能な都市構造である「NCC（ネットワーク型コンパクトシティ）」を土台に、「地域共生社会」「地域経済循環社会」「脱炭素社会」の3つの社会が、「人」づくりの取組や「デジタル」技術の活用によって発展する「スーパースマートシティ」のまちづくりに、市民、事業者など多様な主体と一体となり取り組んできた。
- 今後、更なる人口減少・少子超高齢化の進行が見込まれる中、限られた行財政資源で市民のウェルビーイング※の向上を図るため、これまでの本市のまちづくりを更に深化、発展させるとともに、変動の激しい社会経済環境等の時代潮流を的確に捉えた「第7次宇都宮市総合計画」を策定する。

※ 子どもから高齢者まで、一人ひとりの自己実現が守られ、身体的・精神的・社会的にも「良好な状態」

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) これまでのまちづくりの深化，発展

長期的，分野横断的な視点で取り組んできた，「NCC」などのこれまでのまちづくりを更に深化，発展させる計画として策定する。

(NCCの推進)

本市では，全国に先駆けて，持続可能な都市構造である「NCC」の形成を将来の都市の姿として位置付け，これまで，地域特性を踏まえた「拠点化」と交通の「ネットワーク化」の促進に取り組んできたところである。特に，JR宇都宮駅東側における全国初の全線新設によるライトラインの整備・運行を契機として，公共交通を基軸とした都市構造への転換が進展し，その効果が発現している。

今後も，ライトライン駅西側延伸による，公共交通ネットワークの更なる充実とあわせた都心部や各地域の拠点性の向上や，公共施設の配置や総量の適正化を図るなど，人口減少が進行する中であっても，市民の暮らしの豊かさを高められるよう，「選択と集中」を徹底し，「NCC」の形成を加速化させていく。

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) これまでのまちづくりの深化，発展 (次世代を担う「人」づくり)

本市では，切れ目のない子育て支援や子ども・若者の健全育成環境の充実を図るとともに，新たな時代に必要となる資質・能力などの未来を生き抜く力の育成，多様な主体との連携によるニーズに応じた学習機会の充実などにより，全ての宮っ子が人間力を高め，伸び伸びと成長できる「人」づくりに取り組んでいる。

今後も，「宮っこを守り・育てる都市宣言」を踏まえ，引き続き，本市の活力の源となる次世代を担う「人」づくりを推進し，子ども・若者が夢や希望を持ち，心豊かでたくましく生きることができる社会の実現を目指していく。

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) これまでのまちづくりの深化，発展 (デジタル化，DXの推進)

本市では，スマート窓口の実現や業務のデジタル変革，庁内DX人材の育成・確保などの行政DXと，地域デジタル人材の育成，企業等へのデジタル活用支援に加え，官民一体となった地域・産業のDXなどに取り組んできたところである。

今後，生産年齢人口の減少による担い手不足などが深刻化する中，日々進化するAIをはじめとするデジタル技術を最大限に活用し，行政サービスの更なる高度化・効率化を図るとともに，地域社会における利便性向上や，産業分野における生産性向上・高付加価値化をより一層促進することで，誰もがデジタル技術の恩恵を享受できる持続可能な地域社会の実現を目指していく。

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) これまでのまちづくりの深化，発展 (共創によるまちづくりの推進)

本市では，官民連携によるまちづくりを強化し，市民・事業者・地域団体・大学・行政など，本市のまちづくりの主体が一体となり，互いの強みや柔軟なアイデア等を出し合い，市民サービスの向上や新しい価値の創造を目指す「共創のまちづくり」を総合的かつ効果的に推進している。

今後も，一層多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズに対応するため，より質の高い公共サービスの提供や，魅力と活力に溢れた創造的なまちづくりが求められることから，様々なステークホルダーの参画を促進し，交流・対話の輪を広げ，強みや資源を結集し掛け合わせることで，社会課題の解決や新たな価値の創出を図り，活力ある地域社会の実現を目指していく。

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

(1) これまでのまちづくりの深化，発展 (S D G s の推進)

本市では，「S D G s 未来都市」として，ライトラインを基軸とした公共交通ネットワークの構築や，地域新電力会社によるライトラインのゼロカーボントランスポートの実現など，「スーパースマートシティ」のまちづくりを通して，S D G s の達成に貢献している。

今後も，国際社会の一員として，引き続き，経済・社会・環境のS D G s の三側面がバランスよく発展する持続可能な社会の構築に向け，各分野の施策を相互に連携させながら，本市のまちづくりの主体との共創により取組を進めていく。

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

(2) 時代潮流等の変化から考慮すべき事項

本市のまちづくりを進めるに当たり、影響が見込まれる時代潮流等の変化を考慮しながら策定する。

(人口動態)

国では、こどもの数は45年連続で減少している一方で、高齢者の割合は過去最高を更新し続けており、少子超高齢化がより一層進行している。人口減少は避けられない状況にあり、人口減少を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても社会を機能させていく必要性があるとしている。

本市は、平成29年をピークに人口減少局面となっている中、社会動態はプラスとなっている一方、若者、特に20歳代前半の女性の東京圏への転出超過が続いているほか、社会増を上回る自然減となっており、今後も人口減少が進んでいくことが見込まれる。

【多様な人材や企業に選ばれる都市の実現】

⇒ 少子化対策をはじめ人口減少緩和策を継続するとともに、都市の魅力向上を図ることにより、若者や女性など多様な人材や企業に選ばれる都市を実現していく必要がある。

【地域社会の活力と機能の維持・向上】

⇒ あらゆる世代の人材が活躍し、相互に支え合う地域社会を形成することにより、地域社会の活力と機能を維持・向上させていく必要がある。

【安心して暮らし続けることができる環境づくり】

⇒ 高齢者や障がい者をはじめ、誰もが心身ともに健康で安心して暮らし続けることができる環境づくりに取り組んでいく必要がある。

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

(2) 時代潮流等の変化から考慮すべき事項 (経済)

国は、成長投資等を進め、雇用と所得を増やし、潜在成長率を引き上げることを目指すとともに、生産性の向上等を通じた「強い経済」を実現し、地方から日本を成長軌道に押し上げていくこととしている。また、地政学リスクの高まり等を受け、食料やエネルギーの安定供給など、食料安全保障、経済安全保障上の要請が高まっている。

本市では、地域産業の基盤を強化するため、市内企業の生産性向上や域内の企業間取引拡大、創業支援等に加えて、企業の立地・定着を促進するほか、交流人口の増加に向けて、地域資源の活用によるにぎわいの創出に取り組んでいるところであり、民間投資や経済活動が活発化し、過去最大規模の市税収入など様々な効果が発現している。また、地域の農業を守り、安定して食料を供給できるよう、農業生産の維持に向けた体制・機能の強化を図っている。

【稼ぐ力の更なる強化】

⇒ 地域産業の高付加価値化や新たな企業を呼び込む環境の整備、企業間連携によるイノベーションの推進、観光資源の磨き上げ、MICE誘致の強化などにより、稼ぐ力を更に高めていく必要がある。

【自立性・強靱性の高い地域経済の構築】

⇒ 市内企業の生産性向上を促進するとともに、**食料・エネルギーの安定的な供給体制の確保**と域内消費の拡大など、地域内における経済循環を更に促進することにより、外部環境の変化に強い自立性・強靱性の高い地域経済を構築する必要がある。

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

(2) 時代潮流等の変化から考慮すべき事項 (環境)

国は、環境保全を通じた国民の高い生活の質の実現を最上位の目的とし、脱炭素（カーボンニュートラル）・循環経済※¹（サーキュラーエコノミー）・自然再興※²（ネイチャーポジティブ）に一体的に取り組み、環境の維持・向上を図るだけでなく、経済の成長・発展も併せて目指している。また、気候変動の影響等により激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災・減災対策の強化に加え、自助・共助を主体とした地域防災力の向上を図っている。

本市では、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの地産地消、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制などに加え、多様な生きものとその生息・生育環境の保全などに取り組んでいる。また、国と同様に、気候変動の影響等により激甚化・頻発化する自然災害に対応した防災・減災対策を進めている。

【脱炭素・循環経済・自然再興の一体的な推進】

⇒ 市民生活の質の向上や地域経済の活性化にもつながるよう、脱炭素・循環経済・自然再興を一体的に推進していく必要がある。

【地域防災力の向上】

⇒ 自然災害など様々な危機への対応や備えを強化するとともに、自助と共助を基本とした防災対策により、地域防災力の向上を図る必要がある。

※¹ 原材料からリサイクルまでの各フローにおける取組の実施によって資源投入量や消費量を削減するだけでなく、静脈産業の構築などといった新たなビジネスを生み出す経済活動

※² 生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せること

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

(2) 時代潮流等の変化から考慮すべき事項

(デジタル)

生成A Iに続き、自ら考え判断して業務を遂行する「A Iエージェント」、ロボットと融合して現実空間で作業する「フィジカルA I」など、進化が加速しており、D Xの次のフェーズとして、今後、社会のあらゆる分野にA Iが浸透することで、労働や暮らしのあり方を大きく変えるなど、社会システムそのものを変革するA X時代の到来が見込まれている。

このような中、国においては、A Iに関する包括的な法律である「A I法」の施行や人工知能基本計画の閣議決定、ガバメントA I※の実装を進めるなど、A Iを我が国の競争力の源泉として位置付け、社会・経済構造の変革と新たな価値創出に向けた取組を加速している。

【A Iによる新たな価値の創出】

⇒ A Iを使いこなす人材の育成・確保を進めるとともに、社会課題の解決や地域産業の高付加価値化、新たな市場・サービスの創出などへのA I活用を図ることにより、新たな価値の創出につなげる必要がある。

※ 政府職員が安全・安心にA Iを活用できる基盤であり、ガバメントA I構築の第一歩として、デジタル庁は生成A I利用環境を各府省庁に展開

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

(2) 時代潮流等の変化から考慮すべき事項

(多様性の尊重)

国においては、人口減少や労働力不足を背景として外国人材の受入れが拡大するとともに、多文化共生や男女共同参画、誰もが活躍できる環境の整備に向けた取組が進められている。また、価値観やライフスタイルの多様化が進む中、多様な人々が互いを認め合いながら共に暮らし、地域社会を支えていくことの重要性が高まっている。

本市においても、市民の価値観・ライフスタイルの多様化が進展する中、障がい者の就労支援やあらゆる分野における女性の活躍推進のほか、増加する外国人住民へのコミュニケーション、生活支援に取り組むなど、多様性を尊重し誰もが安心して暮らせ、能力や個性を発揮できる環境づくりを進めている。

【誰もが希望を持って自分らしさを発揮できる社会の実現】

⇒ 一人ひとりの状況や個性に応じた機会や環境を確保し、互いに認め合い、支え合う「D E & I ※」の視点から、多様性が尊重され、誰もが希望を持って自分らしさを発揮できる社会を実現する必要がある。

※ 「D（ダイバーシティ：多様性）」 「E（エクイティ：公平性）」， 「I（インクルージョン：包摂性）」の3つの視点

4 計画策定に当たっての基本的な考え方

(3) 地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画

第6次総合計画後期基本計画については、分野別計画の政策・施策に各種指標を設定するなど、地域の実情に応じ地方創生を進めるための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）としての要件を満たし、効果的・効率的な事業推進が図られていることから、第7次総合計画においても、「総合戦略」を包含する計画として一体的に策定する。

5 策定に当たっての留意事項

(1) 次世代につなげる計画づくり

今を生きる市民はもとより，未来を生きる市民の誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができるよう，長期的な視点を持ち，次世代につなげる計画づくりを行う。

(2) 幅広い市民意見の反映

学識経験者や市内で活動する団体・事業者等で構成する「総合計画市民懇談会」をはじめ，SNS等の活用や，市内の中高生など，将来の宇都宮を担う若年層から意見聴取を行うとともに，市民アンケート調査やパブリックコメントを実施し，広く市民の意見を反映した計画づくりを行う。

5 策定に当たっての留意事項

(3) 持続可能な行財政運営

限られた行財政資源を効率的かつ有効に活用し，最少の経費で最大の効果を挙げるため，E B P M※に基づく政策立案を行い，施策事業の「選択と集中」を徹底するなど，持続可能な行財政運営を考慮した計画づくりを行う。

※ エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング（証拠に基づく政策立案）

(4) 広域的な視点

広域的な自治体の連携によるスケールメリットの発現や，連携する各自自治体を持つ地域特性を活かしたまちづくりを進め，活力ある地域経済を維持していくことが重要であることから，他自治体との連携を更に推進し，地域の活性化や持続的な発展につながる計画づくりを行う。

(1) 庁内

【総合計画策定本部】

ア 策定本部の位置付け

総合計画の策定に当たり，全庁的な策定事務の円滑な推進を図るため，「宇都宮市総合計画策定に関する規程」に基づき設置するもの

イ 策定本部の構成（本部長：市長，副本部長：副市長）

① 委員会

- ・ 市長，副市長，市長事務部局の各部長，消防局長，上下水道事業管理者，教育長，教育委員会事務局長で構成
- ・ 総合計画原案の調査，審議及び決定，部門別計画の総合調整などを担当

(1) 庁内

【総合計画策定本部】

イ 策定本部の構成（本部長：市長，副本部長：副市長）

② 企画会議

- ・ 総合政策部長，市長事務部局の各次長（中央卸売市場次長を除く），消防局次長，上下水道局経営担当次長，上下水道局技術担当次長，教育委員会事務局次長，財政課長で構成
- ・ 総合計画原案の作成や部門別計画素案の調整，各部会の連絡調整などを担当

③ 部会

- ・ 「第6次宇都宮市総合計画」に掲げる政策の柱をベースに，7つの部会を設置し，各部会の政策に関連する部長，課長等で構成
- ・ 部門別計画素案の作成などを担当

(1) 庁内

【総合計画策定本部】

ウ その他

複数の部会にまたがる横断的な行政課題への対応を検討する必要があるときは、「特定課題検討会議」を設置する。

【庁内ワークショップ】

- ・ 若手職員や総合計画策定主任等を対象に、目指すまちの姿や新たな取組などについて検討するワークショップを設置する。

(2) 庁外

【総合計画審議会】

ア 位置付け

第7次宇都宮市総合計画の策定に当たり，市長の諮問に応じ，総合計画に関する重要事項を調査審議するため，「宇都宮市附属機関に関する条例」「宇都宮市総合計画審議会規則」に基づき設置するもの

イ 組織

学識経験を有する者，関係機関及び関係団体の役職員，市議会議員等の42名以内で構成

【総合計画市民懇談会】

学識経験を有する者，関係機関及び関係団体の役職員等で構成

そのほか，専門家や若者，女性からの意見聴取，パブリックコメント等を通じて，計画の内容等について意見をいただく。

庁内

総合計画策定本部

委員会

市長（本部長），副市長（副本部長），市長事務部局の各部長，消防局長，上下水道事業管理者，教育長，教育委員会事務局長

企画会議

総合政策部長，市長事務部局の各次長（中央卸売市場次長を除く），消防局次長，上下水道局経営担当次長，上下水道局技術担当次長，教育委員会事務局次長，財政課長

部会

現行計画の政策の柱をベースに7部会を設置

《部会構成》

- ① 子育て教育部会（部会長：教育委員会事務局長，副部会長：子ども部長）
- ② 健康福祉部会（部会長：保健福祉部長，副部会長：子ども部長）
- ③ 安全安心部会（部会長：市民まちづくり部長，副部会長：建設部長）
- ④ 魅力創造交流部会（部会長：魅力創造部長，副部会長：経済部長）
- ⑤ 産業環境部会（部会長：環境部長，副部会長：経済部長）
- ⑥ 都市基盤整備部会（部会長：都市整備部長，副部会長：建設部長）
- ⑦ 総務部会（部会長：行政経営部長，副部会長：市民まちづくり部長）

提言

庁内ワークショップ

若手職員，総合計画策定主任等

庁外

総合計画審議会（R9）

学識経験を有する者，関係機関及び関係団体の役職員，市議会議員等

諮問・答申

参画

総合計画市民懇談会（R8）

提言

提言

- ・ 専門家や若者，女性からの意見聴取，
- ・ パブリックコメント など

7 スケジュール

令和 8 年 8 月	庁内策定本部の設置
1 0 月	総合計画市民懇談会の設置
令和 9 年 3 月	総合計画市民懇談会からの意見書提出 総合計画審議会の設置・諮問
1 2 月頃	パブリックコメントの実施
令和 1 0 年 1 月頃	総合計画策定審議会からの答申
3 月	基本構想の議決 「第 7 次宇都宮市総合計画」策定・公表